○農林水産省告示第七百九十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の規定に基づき、平成二十四年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成二十五年産のさとうきびに係る同法第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の農林水産大臣が定める地域及び単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表中「第7条第2項」を「第七条第二項」に、「第6条第2項」を「第六条第二項」に改め、同表北海道の項中「興部町農業協同組合」を「北オホーツク農業協同組合」に改める。

○農林水産省告示第七百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町倉見字下横下六九六、七四九、七五〇の一、字奥黒田戸六九七、字黒田戸六九九、字立岡七二五、字五輪原七三五の一七、七三五の三〇から七三五の三二まで、七三五の三六から七三五の三八まで、七三五の四二、七三五の四四、七三五の五三、七三五の六〇から七三五の六三まで、七三五の七五、七三五の七六、七三五の七九、七三五の八七、七三五の八八、七三五の九七、七三五の一〇四、七三五の一〇五、字下横手下七五一、字下横手七五二、字萩原七五四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町河井字兵衛一〇〇二の二、一〇〇二の五、一〇〇二の七、一〇〇二の一一、字猿谷一〇〇三、一〇〇四の一、一〇〇四の二、一〇〇五、一〇一七、字猿谷口一〇〇九、一〇一一、字岡ノ段ノ下一〇一〇、字大谷口一〇一二、字岡ノ段一〇一三、一〇一四、一〇三九、字上岡ノ段一〇一五、字大谷一〇一六、一〇二〇、一〇二一の一から一〇二一の三まで、一〇四三の二四、一〇四三の二五、字大谷上平一〇一九、字ヌメラズ一〇四〇、字ケヤキカ鳴三六四の一、三六四の二、字榎ケ鳴三六五、字榎木ケ鳴三六六、字戸井ケ谷奥三六七、字小丸山三六八、字山神ノ上三七二、字山神ノ元三七三、字山神元三七四、字中曽根四〇四の一、字潰峪四〇九、字火打岩四一〇、字火打岩奥四一二、字背戸谷四一三、字背戸谷口四一四、加茂町原口字ユツリヲ六二〇、字大谷六二四、字保籍谷六九二、六九三、六九五の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町物見字毎見一七五四、一八一二の一二、一八一二の二三から一八一二の二六まで、一八一二の三八、字毎見丸山一七五五、字毎見柳ケ谷一七六五、字毎見東谷一七六六、加茂町河井字大峪五二二の四、五二二の五、字明ケ谷五四一の二、五四四、字リモンゴウロ五四二、字明ケ谷若床五四三、字梅木峪五四五、五四六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字毎見一八一二の一二・一八一二の二五・字大峪五二二の四・五二二の五・字明ケ谷五四一の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町富西谷字女夫釜二六四〇、字障子岩二六四一、字星出二六四四、字大林二六四五、字上の峪二六四八、真経字切畑谷二七の一、二七の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県新見市神郷高瀬字石堂ヲク一一六二、字東正寺一一八二の一、字家ノ上一二〇一の二、美作市東吉田字長刀一二一、一六一の一、一六一の二、一六三、字赤尾北平一二二の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石堂ヲク一一六二・字東正寺一一八二の一・字家ノ上一二〇一の二・字長刀一六一の一・一六一の二・字赤尾北平一二二の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。